



国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

令和元年度の免除申請などの受付は、令和元年7月1日(月)から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

日本年金機構職員などを装った不審電話にご注意ください！

全国各地で「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があったなどというお問い合わせが寄せられています。

また、年金関係の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問い合わせも寄せられています。

日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。また、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審な点を感じたら、できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族などに相談してください。

怪しいと感じたら、口座番号などの個人情報をお話したり、現金を支払ったり、振り込みをせず、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

側溝清掃を実施します！

実施日：6月8日(土) 対象地区：大佐井・古佐井

地域や町内、各団体などとの連携による環境美化活動を推進するため、「側溝清掃」を実施します。

当日は、午前8時から汚泥の回収を行いますので、午前7時までに側溝清掃を済ませてください。また、排出する際は次のことに注意してくださるようお願いいたします。

1. ビニール袋やダンボールなど水はけの悪いものは汚泥の回収作業に支障をきたすため、使用しないでください。
2. 作業の際は、マスクなどを身につけ衛生面に十分注意し、安全に清掃を終えましょう。

<その他連絡事項>

※側溝蓋上げ機が8台あります。役場窓口にて借用申請書がありますので申請の上、ご利用ください。(印鑑必要)

※側溝清掃後は周辺を水で洗い流すなどご協力をお願いします。

※当日雨天の場合は、翌日(6月9日(日))に回収を行います。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内